令和５年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

令和５年１１月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案目録

議案等番号	件　　名	頁
議案第１号	令和５年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）	1
議案第２号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第４号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
議案第５号	令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について	19
報告第１号	令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について	21
報告第２号	令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	27

議案第１号

令和５年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）

第１章　　水　道　事　業

第１条　令和５年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事　　項	期　　間	限　度　額
木更津市域配水管工事に係る経費	令和６年度まで	440,000千円
君津市域配水管工事に係る経費	令和６年度まで	380,000千円
富津市域配水管工事に係る経費	令和６年度まで	150,000千円
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	令和６年度まで	260,000千円

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

補正予算に関する説明書

第１章　　水 道 事 業

債務負担行為に関する調書
（水道事業）

（本年度提出に係る分）

【 追加 】

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域配水管工事に係る経費	440,000	—	—	令和６年度まで	440,000		102,667		337,333
君津市域配水管工事に係る経費	380,000	—	—	令和６年度まで	380,000		88,667		291,333
富津市域配水管工事に係る経費	150,000	—	—	令和６年度まで	150,000		35,000		115,000
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	260,000	—	—	令和６年度まで	260,000		60,667		199,333

（本年度議決済みに係る分）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
君津市域配水管工事に係る経費	387,000	—	—	令和６年度まで	387,000		90,300		296,700
富津市域配水管工事に係る経費	274,000	—	—	令和６年度まで	274,000		63,933		210,067
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	280,000	—	—	令和６年度まで	280,000		65,333		214,667
かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新に係る経費	301,000	—	—	令和６年度まで	301,000		70,233		230,767
施設統廃合事業伊豆島配水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	21,000	—	—	令和６年度まで	21,000				21,000
施設統廃合事業（上烏田浄水場配水池等整備事業）発注契約に向けたアドバイザリー業務委託に係る経費	20,000	—	—	令和６年度まで	20,000				20,000
施設統廃合事業上飯野配水場配水池耐震診断業務委託に係る経費	26,000	—	—	令和６年度まで	26,000				26,000
亀田送水ポンプ場再構築基本設計業務委託に係る経費	18,000	—	—	令和６年度まで	18,000				18,000
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	680,000	—	—	令和８年度まで	680,000				680,000
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	597,000	—	—	令和８年度まで	597,000				597,000

（過年度議決済みに係る分）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域配水管改良に係る経費	356,000	—	—	令和５年度まで	356,000		83,067		272,933
君津市域配水管更新に係る経費	185,000	—	—	令和５年度まで	185,000		43,167		141,833
富津市域配水管更新に係る経費	332,000	—	—	令和５年度まで	332,000		77,467		254,533
袖ケ浦市域配水管改良に係る経費	238,000	—	—	令和５年度まで	238,000		55,533		182,467
上烏田浄水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	19,000	—	—	令和５年度まで	19,000				19,000
水道施設強靭化に向けた対策検討業務委託に係る経費	17,000	—	—	令和５年度まで	17,000				17,000
伊豆島配水池等耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	8,000	—	—	令和５年度まで	8,000				8,000
中台浄水場系基幹管路耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	7,000	—	—	令和５年度まで	7,000				7,000
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	79,680	—	—	令和10年度まで	79,680		21,266		58,414
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	2,774,000	—	—	令和10年度まで	2,774,000				2,774,000
木更津市域配水管工事に係る経費	14,000	—	—	令和５年度まで	14,000		3,267		10,733
君津市域配水管工事に係る経費	166,000	—	—	令和５年度まで	166,000		38,733		127,267
富津市域配水管工事に係る経費	49,000	—	—	令和５年度まで	49,000		11,433		37,567
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	135,000	—	—	令和５年度まで	135,000		31,500		103,500
木更津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	588,000	令和４年度	196,000	令和６年度まで	392,000				392,000
君津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	787,000	令和４年度	269,002	令和６年度まで	517,998				517,998
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	470,000	令和３年度から令和４年度まで	227,325	令和５年度まで	242,675		63,550		179,125
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	404,000	令和３年度から令和４年度まで	256,873	令和５年度まで	147,127				275,564
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	391,000	令和３年度から令和４年度まで	247,668	令和５年度まで	143,332				278,866

議案第２号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「看護休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附　則

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

提案理由

現行の育児部分休業制度が小学校就学前までの子を対象としているところ、子育てしやすい職場環境づくりを一層推進するため、小学校３年生までの子を対象とした「子育て部分休暇」制度を新設することとし、関係条例に所要の改正を行うものである。

議案第３号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２６条）

（１）　木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	２０ミリメートル以下	なし	１，９８０円	１～２０立方メートルまで１０４円５０銭 ２１～６０立方メートルまで２２５円５０銭 ６１～１００立方メートルまで　２８６円 １０１～３００立方メートルまで　３６３円 ３０１～６００立方メートルまで　４２３円５０銭 ６０１～１，０００立方メートルまで　４８４円 １，００１立方メートル以上５１７円
	２５ミリメートル		４，２９０円	
	３０ミリメートル		５，９４０円	
	４０ミリメートル		１０，４５０円	
	５０ミリメートル		１７，０５０円	
	７５ミリメートル		２４，２００円	
	１００ミリメートル		５８，３００円	
	１２５ミリメートル		７１，５００円	
	１５０ミリメートル		８８，０００円	
	２００ミリメートル以上		１２９，８００円	

浴場営業用	２００立方メートルまで	９，９００円	２０１～５００立方メートルまで　１１０円 ５０１立方メートル以上　１４３円
臨時用			１立方メートルにつき　５５０円

（２）　君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	２０ミリメートル以下	なし	２，２７７円	１～２０立方メートルまで　１５１円８０銭
	２５ミリメートル		４，５５４円	２１～４０立方メートルまで　２５９円６０銭
	３０ミリメートル		１０，１２０円	
	４０ミリメートル		２１，２５２円	４１～６０立方メートルまで　２９５円９０銭
	５０ミリメートル		５６，８８１円	
	６５ミリメートル		８７，２０８円	６１～１００立方メートルまで　４２５円７０銭
	７５ミリメートル		１３０，１８５円	
	１００ミリメートル		２６０，１３９円	１０１～２００立方メートルまで　４６３円１０銭
	１２５ミリメートル		３６６，３００円	
	１５０ミリメートル		６５３，４００円	２０１～５００立方メートルまで　５０９円３０銭 ５０１立方メートル以上　５５７円７０銭
臨時用				１立方メートルにつき　６６０円

（３）　富津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	

一般用	１３ミリメートル	なし	３，１１３円	１～２０立方メートルまで ９３円５０銭 ２１～６０立方メートルまで ２９８円１０銭 ６１～１２０立方メートルまで　４２３円５０銭 １２１～２２０立方メートルまで　４９８円３０銭 ２２１～３２０立方メートルまで　５５９円９０銭 ３２１立方メートル以上　６１０円５０銭
	２０ミリメートル		４，４７７円	
	２５ミリメートル		７，３７０円	
	３０ミリメートル		１０，９５６円	
	４０ミリメートル		２１，９１２円	
	５０ミリメートル		３２，６２６円	
	７５ミリメートル		７９，９３７円	
	１００ミリメートル		１３８，２１５円	
	１５０ミリメートル		別に定める	
臨時用				１立方メートルにつき　７９２円

（４）　袖ケ浦市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	１３ミリメートル	なし	１，６９４円	１～２０立方メートルまで １４３円 ２１～４０立方メートルまで １９２円５０銭 ４１～６０立方メートルまで ２３７円６０銭 ６１～１００立方メートルまで　３２２円３０銭 １０１～３００立方メートルまで　３６９円６０銭 ３０１～５００立方メートル
	２０ミリメートル		２，２００円	
	２５ミリメートル		４，００４円	
	３０ミリメートル		６，０８３円	
	４０ミリメートル		１２，１５５円	
	５０ミリメートル		２０，８１２円	
	７５ミリメートル		５５，１３２円	
	１００ミリメートル		１１１，７３８円	
	１５０ミリメートル		２９０，２４６円	

				まで　４０７円 ５０１立方メートル以上　４４７円７０銭
臨時用				１立方メートルにつき　５５０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第２の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

３　施行日前直近の定例日（かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例第３条第６号に規定する定例日をいう。）の翌日から施行日以後直近の定例日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより計算する。

提案理由

君津市の区域、富津市の区域及び袖ケ浦市の区域において水道料金の改定を行うため、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定をしようとするものである。

議案第４号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和４年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

○令和４年度決算における未処分利益剰余金の処分

１　水道事業の部

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	26,870,938,379	3,029,023,924	1,181,762,182
議会の議決による処分額	283,142,344	0	△ 772,941,957
減債積立金への積立	0	0	△ 489,799,613
資本金への組入	283,142,344	0	△ 283,142,344
処分後残高	27,154,080,723	3,029,023,924	（繰越利益剰余金） 408,820,225

２　水道用水供給事業の部

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	42,168,927,279	1,524,635,153	391,205,863
議会の議決による処分額	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	42,168,927,279	1,524,635,153	（繰越利益剰余金） 391,205,863

令和４年度決算における未処分利益剰余金の処分（案）について

かずさ水道広域連合企業団

１　処分の概要

令和４年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の規定により、利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和５年１１月議会に諮るものである。

２　各事業体の未処分利益の状況

（単位：円）

	令和４年度末 未処分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)	（内訳）	現金の裏付けなし(2)※	（内訳）
木更津市	673,733,257	441,883,864	令和４年度純利益 441,883,864	231,849,393	令和４年度使用分 建設改良積立金231,849,393
君 津 市	137,302,238	137,302,238	令和４年度純利益 137,302,238	0	－
富 津 市	271,517,987	271,517,987	令和３年度未処分分 274,457,765 令和４年度純損失 △2,939,778	0	－
袖ケ浦市	99,208,700	47,915,749	令和４年度純利益 47,915,749	51,292,951	令和４年度使用分 建設改良積立金51,292,951
水道事業計	1,181,762,182	898,619,838	－	283,142,344	－
水道用水 供給事業	391,205,863	391,205,863	令和３年度未処分分 200,000,000 令和４年度純利益 191,205,863	0	－

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金（建設改良積立金）を既に支出して使用したものです。

３　処分案

（１）現金の裏付けがあるもの

令和４年度の純利益や過年度から繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分することができる。処分方法は、統合広域化の検討において、当面は各セグメントの実情に応じた処分を行うとしている。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	441,883,864円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
君 津 市	137,302,238円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
富 津 市	271,517,987円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
袖ケ浦市	47,915,749円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
水道用水供給事業	391,205,863円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする

（２）現金の裏付けがないもの

木更津市及び袖ケ浦市において、建設改良積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない利益剰余金の処分は、資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。

議案第５号

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

決算書、意見書及び付属資料は別冊のとおり

報告第１号

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	祇園一丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	27,880,600	0	27,880,600	0	0	0	27,880,600	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		八幡台七丁目地先配水管改良工事	74,690,000	0	74,690,000	0	0	0	74,690,000	0	0	木更津市施工の植樹帯補修工事が舗装本復旧前に発生したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		長須賀地先配水管改良工事	61,710,000	0	61,710,000	0	0	0	61,710,000	0	0	木更津市法定外道管理者から舗装部の本復旧における追加工事の要請があったことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		本郷一丁目地先排水路整備工事に伴う配水管改良工事	19,910,000	0	19,910,000	0	0	0	19,910,000	0	0	木更津市施工の排水路整備工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園二丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	10,604,000	0	10,604,000	0	0	0	10,604,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		糸川地先配水管改良工事	15,191,000	4,499,000	10,692,000	1,885,000	0	0	8,807,000	0	0	君津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
		亀田地先橋梁添架管改良工事基本設計業務委託	16,940,000	0	16,940,000	0	0	0	16,940,000	0	0	鉄道管理者及び道路管理者との協議に不測の日数を要したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		下飯野地先配水管改良工事	20,438,000	0	20,438,000	0	0	0	20,438,000	0	0	富津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		緊急遮断弁等更新工事(君津市・袖ケ浦市)	49,280,000	0	49,280,000	14,780,000	29,400,000	0	5,100,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津・袖ケ浦市域)
		坂畑浄水場・坂畑3号井自家用発電機設置工事	36,707,000	4,620,000	32,087,000	3,533,000	0	14,270,000	14,284,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		豊岡第五増圧ポンプ場新設工事	72,160,000	0	72,160,000	33,704,000	0	23,652,000	14,804,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		永吉5号井自家用発電機設置工事	17,600,000	16,830,000	770,000	192,000	0	289,000	289,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
合計			423,110,600	25,949,000	397,161,600	54,094,000	29,400,000	38,211,000	275,456,600	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
1水道事業費用	1営業費用	富貴橋水管橋塗装修繕工事	円 14,850,000	円 0	円 14,850,000	0	0	0	円 14,850,000	円 0	円 0	ケレン作業（錆剥がし）により漏水が複数発生し、断水切替作業が必要となり、工期内での完了が困難となったため。（富津市域）
合計			14,850,000	0	14,850,000	0	0	0	14,850,000	0	0	

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書（水道用水供給事業）

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	十日市場浄水場インバータ設備更新工事（その1）	212,850,000	2,130,000	210,720,000	52,840,000	157,880,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、機器製作に係る出来形が未完成となったため。
		第2中継ポンプ場電気計装設備更新工事	137,709,000	129,077,300	8,631,700	0	8,631,700	0	0	地下タンク躯体工事において基礎の変更があったことから、地下タンク躯体及び地下タンク設置に係る出来形が一部未完成となったため。
		十日市場浄水場水質検査棟CVCF装置更新工事	161,700,000	0	161,700,000	0	161,700,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
合計			512,259,000	131,207,300	381,051,700	52,840,000	328,211,700	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	
1水道事業費用	1営業費用	送水管路空気弁用補修弁修繕工事	18,612,000	0	18,612,000	0	18,612,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
合計			18,612,000	0	18,612,000	0	18,612,000	0	0	

報告第２号

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和５年１１月７日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道事業）	－％	２０％
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）	－％	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（流動負債－１年以内に償還の企業債）－（流動資産）}}{\text{事業の規模　（営業収益）}}$$

（単位：千円）

$$\text{水道事業} = \frac{(4,871,426-1,826,901)-8,526,766}{8,471,684} = \frac{\triangle 5,482,241}{8,471,684} = -\%$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{(1,782,789-665,389)-7,768,192}{5,827,354} = \frac{\triangle 6,650,792}{5,827,354} = -\%$$

（『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、資金の不足がないことを表します。）

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。

か水広監第７号
令和５年９月１日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦　　様

かずさ水道広域連合企業団
監査委員　　露　崎　善　男

監査委員　　佐　久　間　　勇

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された令和４年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

かずさ水道広域連合企業団
5.9.-1
か水広企第146号
受付

令 和 ４ 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

１　審査の対象

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

２　審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 （水道事業）	―％	２０％
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 （水道用水供給事業）	―％	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 5,482,241\text{千円}}{\text{事業の規模}\quad 8,471,684\text{千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 6,650,792\text{千円}}{\text{事業の規模}\quad 5,827,354\text{千円}}$$